

## 丹波市特別職報酬等審議会（第4回）記録＜要点記録＞

○日時 平成31年3月8日（火）10:00～11:15

○場所 氷上住民センター 第1小会議室

○出席者

- ・柳川会長、大野職務代理者
- ・委員 7人（欠席1人）  
篠倉委員、中道委員、森島委員、芦田委員、北村委員、佐坂委員、畑委員
- ・事務局 3人  
村上企画総務部長、内堀職員課長、柳田人事給与係長

1 開会 （司会）村上企画総務部長

2 会長あいさつ 柳川会長

3 丹波市特別職報酬等審議会に関する傍聴規程第4条にかかる報告  
・傍聴者なし

4 議事

- (1) 諮問事項1 議会議員の報酬の額
- (2) 諮問事項2 市長、副市長及び教育長の給料の額
- (3) 平成31年答申書（案）  
⇒ 一括協議を行うことを確認。

＜答申（案）の説明＞

- ・答申内容についての考え方
- ・実施の時期
- ・附帯意見  
⇒第3回審議会での意見をもとに、2/28（木）開催の会長・職務代理者会議で協議した結果である。

会長：第3回の審議会が出た意見から職務代理者、事務局と協議した結果の資料を提案している。

みなさんに協議いただきたいことは、まず、ベースとする金額をどうするのか。上げ幅は5%でよいのかを検討いただきたい。

職務代理者と事務局とで検討をする中で、丹波市内の状況、市外の状況もふまえて、答申を出す必要があると考えた。

本日の審議は、3答申内容についての考え方、4附帯意見、2実施の時期の順ですすめていきたい。

議員をベースに報酬額を検討するのは、議長などの職は議員の中から選出されていることをふまえ、副市長、教育長は市長をベースに検討をすすめた。

### <答申内容について>

・特別職の期末手当について、答申に盛り込むのか。また、期末手当について審議する場があるのか。

⇒審議する場はない。

・諮問事項の内容は、あくまで報酬と給料ではないのか。期末手当まで踏み込んで答申する必要はあるのか。

・附帯意見として記載いただくのは問題ないが、諮問事項ではない。参考意見になると考える。

・期末手当の率は、答申で定めなくとも、市長が定めれば決定できるのではないか。

⇒制度としては可能。ただし、条例改正をする理由が必要なので、実際のところはできにくいのではないか。

・期末手当のことをつけるとしたら附帯意見につけるのか。

⇒諮問事項ではないので、そうなると思う。

・附帯意見に期末手当のことをつける場合でも「審議することが望ましい。」などと記載する方法もある。

・期末手当を上げるということではなく、財政状況が変わったときに見直すという意味で附帯意見に附してはどうか。

・審議会の開催についても、定期的という記載ではなく、2年に1度開催と具体的に記載できるのか。

・手当は経済情勢などを加味して考えるべきと思うが、答申書に書くのがよいか。諮問された内容だけを答申すべきなのか、色んなことをふまえて書くのがよいかわからない。

・民意との差があれば厳しい意見が出る。期待値も記載しておくことはよい。

・期末手当を記載するのか、定期的を開催する具体的な日を入れるのか。

・「定期的に」の表現でよいのでは。

- ・議員は自らの報酬について提案するのはやりにくいのではないのか。
- ・定期的開催と書いておけば議会から定期的開催していないことを質問されるのではないのか。
- ・特別職は職員とは違うというもの、職員の給料の変動（上げ下げ）があれば、考えないわけにはいかないのだから、具体的な回数などは記載しないでのよいのではないのか。
- ・期末手当についても検討するのが望ましいということの意見を付すというのはどうか。
  - （案）「定期的に審議会を開催し」を削除
  - （案）定期的に報酬等についての審議をするとともに、期末手当についても検討することが望ましいと考える。
- ・総額で他市と比較しないと、報酬額だけ全体で見たら低いこともある。
- ・期待値のところには、「財政基盤を強化する」みたいなことを盛り込めば、説得力が出るし、次回開催する際に、その内容を比較できてよいのでは。⇒文章表現については、事務局で検討し、会長の確認を得る。
- ・（２）①「助役を1名にし、収入役及び公営企業管理者の廃止を」に訂正する。

#### <実施の時期について>

- ・補正をせずに、新しい年度からの方がよい。
- ・いつ頃に審議会をもつのが影響すると思うが。今回の開催は遅いのではないのか。
- ・報酬等の増額を補正予算で計上するのは市民感情的にどうだろうか。
- ・次回からの審議会の開催時期も留意する。⇒平成32年4月1日で決定する。

#### <今後の流れ>

- ・答申（案）を各委員に送付し、ご意見を頂戴する。
- ・意見を反映し最終案を決め、会長と職務代理者とで確認した上で、市長に手交する。

## 5 閉会

大野職務代理者あいさつ